

# スラバヤ日本人学校 幼稚部編入部の手続きについて

## 1. 入部資格

日本国籍者またはその配偶者でスラバヤ市又はその周辺に一時在留する者（以下「保護者」という）は、以下各号の充足を条件に第2項以下に従い子女を入部させることができる。

- (1) 入部を希望する子女が日本国籍を有し、正規のインドネシア在留資格を有すること。
- (2) 東ジャワジャパクラブ（EJJC）の会員であること。
- (3) EJJC統合内部運用規定、スラバヤ日本人学校学則、保護者会規約等に従うこと。

（スラバヤ日本人学校学則第43条1項より）

## 2. 入部手続き

### 本園とのやりとり

(1) 上記の入部資格を赴任先等へ確認する。

(2) 必要な書類をホームページからダウンロードする。

①入学願書

②個人調査表

③令和6年度SJS校納金について

(3) ①入学願書を記入後、メールに添付し、幼稚部に提出する。

＜お問い合わせ先メールアドレス＞

幼稚部 sjsstk@surabaya-japaneseschool.com

※入部のご希望は早めにお知らせください。

(4) ①入学願書提出から1週間を目処に、幼稚部から入部の可否が届く。

(5) 入部許可が出たら②個人調査表を提出し、学校から送付される請求書に従って、校納金の支払いをする。

(6) 登園開始日に、③～⑥までの書類を副園長に提出する。

### 日本国内の在籍園での手続き

(1) 在園幼稚園及び保育所、こども園などの学級担任に転出の申し出をして、下記ア)、イ)、ウ)の書類を受領してください。

(2) 登園開始日に ア)、イ)、ウ)の書類を幼稚部副園長へ提出する。

ア) 指導要録の写し イ) 在籍証明書 ウ) 健康診断票

※これらの書類につきまして、在外教育施設は郵便事情が日本国内と異なるため、厳封の上、保護者の方に持参していただいています。

## 3. 授業料およびその他経費

1日でも在籍する月は、1カ月分の保育料等をお支払いいただきます。

この他、入園料、施設使用料、学校維持援助金、教材費などの経費の納付があります。詳しくは、「スラバヤ日本人学校ホームページ」→「幼稚部入退園に関する手続き」の「令和6年度SJS校納金について」をご確認ください。